

# 武庫の里ケアハートガーデン グループホーム ときとも

## 認知症対応型共同生活介護事業所

### 介護予防認知症対応型共同生活介護事業所

#### 運営規程

##### 第1条（目的）

この規定は、ケアハートガーデン株式会社が開設する武庫の里ケアハートガーデングループホームときとも（以下「事業所」という。）が行う指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

##### 第2条（事業の目的）

本事業は、認知症の症状によって要介護の状態（介護予防にあつては要支援2の状態）になった入居者様に対して、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活上での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、入居者様がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とする。

##### 第3条（運営理念）

「その人らしく暮らせることの幸せ」を運営理念とし、

- 1 「明るく快適な住居」を目指し、入居者様・ご家族様・地域住民の方々とのコミュニケーションまたは、スタッフ間のコミュニケーションにおいて、常に思いやりや感謝のある対応を心掛ける。
- 2 「地域に根ざした住居」を目指し、心からの笑顔でコミュニケーションの機会を大切にする。

##### 第4条（運営の方針）

- 1 本事業所において提供する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する省令、告示の主旨及び内容に沿ったものとする。
- 2 入居者様の人格を尊重し、常に入居者様の立場でのサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、入居者様が必要とする適切なサービスを提供する。
- 3 入居者様及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
- 4 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。
- 5 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。
- 6 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健、福祉、医療サービスとの綿密な連携を図る。
- 7 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従

業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

- 8 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

#### 第5条（事業所の所在地及び名称）

本事業所の所在地及び名称は次の通りとする。

- 1 所在地 兵庫県尼崎市武庫の里2丁目26番20号
- 2 名称 武庫の里ケアハートガーデン グループホーム ときとも

#### 第6条（職種、員数及び職務内容）

本事業所に勤務する従業員の職種、配置員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名  
管理者は、業務の管理及び従業者の管理を一元的に行う。
- 2 1F： 計画作成担当者 1名  
介護職員 8名以上
- 2F： 計画作成担当者 1名  
介護職員 8名以上

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連絡・調整を行う。

介護職員は、入居者様に対し必要な介護及び支援を行う。

#### 第7条（利用定員）

利用定員は2ユニット18名とする。

#### 第8条（介護の内容）

指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。

- 1 入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練。
- 2 入居者様の生活相談、健康管理及び医療を必要と認めた場合の適切な措置。
- 3 入居者様が家庭的な環境のもとで、それぞれの役割を持って日常生活が送れる為の支援。
- 4 入居者様の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合をのぞき、身体拘束、その他入居者様の行動を制限する行為は行わない。

#### 第9条（介護計画の作成）

- 1 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し、入居者様の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、個別に認知症対応型共同生活介護計画及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護計画（以下介護計画）を作成する。
- 2 介護計画の作成、変更の際には、入居者様及びご家族様に対し、該当計画の内容を説明し、文書にて同意を得る。

- 3 入居者様に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常に、その実施状況についての評価を行う。

#### 第10条（利用料金）

- 1 本事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とする。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

- |  |  |
|--|--|
| (1) 居住費                                  | 86,000 円／月   |
| (2) 食材料費                                 | 喫食数に応じて計算する  |
| ※内訳 朝食：280 円、昼食：370 円、夕食：460 円、おやつ：110 円 |  |
| (3) 管理費                                  | 17,000 円／月   |
| (4) 水光熱費                                 | 17,000 円／月   |
| (5) 保証金                                  | 300,000 円  |
| (6) 介護保険負担額                              | 介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額   |
| (7) その他費用                                | 退去時の居室の原状回復費用（経年変化による老朽化を除く）は、実費<br>入居者様の故意または重過失および認知症の症状による行為により、備品等を破損した場合の補修費用は、実費 |

- 2 月の途中における入居時または退去時については、居住費、管理費は1ヶ月を30日として日割計算した額とし、食材料費は喫食数に応じて計算する。  
入院・外泊時は食材料費のみ喫食数に応じて計算する。
- 3 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、銀行口座振替または振込みによって指定期日までに受けるものとする。

#### 第11条（入退去に当たっての留意事項）

- 1 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の対象者は、次の各号を満たす者とする。
  - (1) 要介護認定者（介護予防にあつては要支援2認定者）で且つ認知症であることを医師が認定すること。
  - (2) 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
  - (3) 自傷他害の恐れがないこと。
  - (4) 常時、医療専門職による積極的かつ、継続的な医療管理が必要でないこと。尚、詳細については入退去基準審査マニュアルに基づくものとする。
  - (5) 事業所の職員体制および設備によりサービス提供が可能と判断できる方。
- 2 入居後入居者様の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退去してもらう場合がある。
- 3 退去に際しては、入居者様及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退去に必要な援助を行うよう努める。

## 第12条（秘密保持）

- 1 事業者や従業員そのほか事業に携わる者は、サービスを提供する上で知り得た入居者様及びそのご家族様、入居者様代理人等に関する秘密、個人情報について、契約中及び契約終了後も第三者に漏らさない。ただし事業者は、あらかじめ文書により入居者様又は入居者様代理人の同意を得た場合は、入居者様の情報を提供することができる。
- 2 事業者は、事業所の従業員、そのほか事業に携わっていた者が、在職中に知ることができた入居者様および入居者様の家族の秘密を、退職後も第三者に漏らすことのないよう、従業員より誓約書を提出させるものとする。

## 第13条（苦情処理）

- 1 入居者様からの苦情に対して、敏速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、入居者様及びご家族様に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

## 第14条（事故発生時等の対応）

- 1 入居者様に対する介護サービス提供に当たって、事故等が発生した場合は、危機管理マニュアルに沿って市町村、家族様（等）に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。
- 2 発生した事故等が事業所の責任に帰す場合は、速やかに損害賠償を行うとともに事故の再発防止に向けた危機管理マニュアル記載の事故・事件対策の記載事項に沿って策を講じる。
- 3 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入し、利用契約時に保険内容の説明を行う。
- 4 事故発生または再発防止に向けた指針の作成を行うものとする。

## 第15条（衛生管理）

- 1 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。
- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
  - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
  - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

## 第16条（緊急時における対応策）

- 1 入居者様の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医または協力医療機関と連絡をとり、適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対応方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。
- 2 緊急時対応マニュアルを整備し、従業者に徹底する。

#### 第17条（非常災害対策）

- 1 非常災害が発生した場合、従業者は入居者様の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。
- 2 非常災害に備え、定期的に地域の協力機関等と連携を図り、避難訓練を行う。
- 3 非常災害対応マニュアルを整備し、従業員に徹底する。
- 4 消防計画に基づき非常災害時の対応及び3日間分の非常食・飲料水・防寒具等を整備する。

#### 第18条（虐待防止に関する事項）

- 1 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
  - (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
  - (2) 虐待防止のための指針の整備
  - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
  - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

#### 第19条（身体拘束）

- 1 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
  - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
  - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
  - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

#### 第20条（業務継続計画の策定等）

- 1 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第21条（その他運営についての重要事項）

- 1 事業所は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業員等の質の向上を図るため研修計画を作成し、次の通り研修の機会を設ける。
  - （1）採用時研修 採用後1ヶ月以内実施する。
  - （2）経験に応じた研修 年2回の介護技術・介護知識に関する研修の実施と、従業者の資質向上のための研修を随時行う。
- 2 事業所は、適切な指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業所はこの事業を行うため、ケース記録、入居者様預かり金出納簿、その他必要な記録、帳簿を整備し、5年間保管する。
- 4 事業者及び事業所管理者は暴力団員等でないものとする。また、運営が暴力団等の支配を受けないものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項はケアハートガーデン株式会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則 この規程は、令和 7年7月1日から施行する。

制定実施	令和 7年 7月 1日	改訂実施	
改訂実施		改訂実施	

上